

会和2年度 税制情報

最新の税制情報をしっかり活用&対策してかしこい住まいづくりを。

住宅ローン減税

最大控除額約600万円

長期優良住宅の場合は13年間で最大控除額は約600万円。

■ 1.2019年10月~2020年12月居住開始の場合(最大控除額)

区分	長期優良住宅		一般住宅	
適用期間	2019年10月~2020年12月末居住開始*1			
控除期間	1年目~10年目	11年目~13年目	1年目~10年目	11年目~13年目
限度額	^{年末ローン残高} 5,000万円	建物購入価格**2 5,000万円	年末ローン残高 4,000万円	建物購入価格*2 4,000万円
控除率	1%	2%の1/3 ^{**3}	1%	2%の1/3 ^{**3}
年間最大控除額	50万円	約33万円	40万円	約26万円
最大控除額	約600万円		約480	0万円

■ 2.2021年居住開始の場合(最大控除額)

区分	長期優良住宅	一般住宅	
適用期間	2021年1月~12月末居住開始		
控除期間	10年間		
年末ローン残高の限度額	5,000万円	4,000万円	
控除率	1%		
年間最大控除額	50万円	40万円	
最大控除額	500万円	400万円	

- ※1. 消費税率10%の場合。
- ※2. 建物購入価格とは、住宅取得等の対価の額又は費用の額からその額に含まれる消費税額を控除した額。 ※3. 年末ローン残高×1%かもしくは建物購入価格の2%の1/3かいずれか低い方の額が控除されます。
 - 積水ハウスは標準仕様で長期優良住宅

長期優良住宅

2020年度 延長予定

固定資產税·登録免許税· 不動産取得税が軽減

■長期優良住宅の優遇税制(2022年3月31日まで)

新築戸建の場合	長期優良住宅	一般住宅
固定資産税の減額期間	5年間 1/2*1	3年間 1/2
登録免許税の軽減税率**2	0.1%	0.15%
不動産取得税の課税標準	1,300万円控除	1,200万円控除

※1. 地上階数3以上の耐火・準耐火建築物の場合は、7年間1/2 ※2. 所有権保存登記

腊与税(住宅取得等資金贈与)

拡大 継続

2020年3月まで 3,000万円非課税 2020年4月から 1,500万円非課税

一定の住宅を取得等するために親や祖父母からもらった住宅取得 等資金については、契約年月に応じて最大3,000万円又は1,500 万円まで贈与税が非課税。

■非課税限度額

住宅取得等の	非課税限度額		
契約締結年月	省エネ等住宅	一般住宅	
2019年4月~2020年3月	3,000万円	2,500万円	
2020年4月~2021年3月	1,500万円	1,000万円	

※省エネ等住宅は一定の省エネ・耐震・バリアフリー性能を満たす住宅 ※住宅取得等に適用される消費税率10%の場合

積水ハウスは標準仕様で省エネ等住宅

すまい給付金

拡大 継続

最大50万円

消費税増税の負担軽減のために一定の収入額の方が住宅取得した 場合に給付されます。給付額は、収入(都道府県民税の所得割額)ごとに 定められた「給付基礎額」と、所有権の「持分割合」によって決定。

給付基礎額

X

持分割合

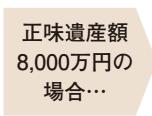
= 給付額

相続稅

基礎控除40%減少課稅強化

2015年1月から相続税の基礎控除が40%減少したため、課税 対象者数が改正前の1.8倍に増加。

■改正による相続税額の比較(法定相続分で相続した場合、配偶者の税額軽減のみ適用)







相続税額 2015年1月1日から 175万円 増税額 175万円